

(照会先)

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

担当：参事（人事担当） 猪野

人事係長 河本

電話：082-493-6606（代表）

令和6年12月2日

独立行政法人国立病院機構

中国四国グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第18号の規定に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	(行為者1) 令和5年12月24日午前5時頃、福岡県福岡市中央区警固1丁目15番38号付近道路において、身体にアルコール分(0.15 mg/1以上0.25 mg/1未満)を保有した状態で自動車を運転し、現行犯逮捕され、刑事処分を受けた事案 (行為者2) 上記を知らずながら同乗し、現行犯逮捕された事案
処分年月日	令和6年12月2日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構山口宇部医療センター 行為者1：看護師（女性・20代） 量定：停職10日間 行為者2：看護師（女性：20代） 量定：減給